被扶養者認定提出書類一覧表

※提出書類についてのご注意

- ・提出書類や提出先について不明点がございましたら、ZARA健康保険組合(TEL:03-5357-7340)まで必ずお問い合わせください。 書類不備がある場合、被扶養者認定審査に時間がかかりますのでご注意ください。
- ・住民票などの各証明書は、<u>発行日から3か月以内のもの</u>を提出してください。

書 類 の 入 手 先		健保ホームページ			市区町村			就学先	現勤務先	前勤務先税務署		金融機関 年金事務所		子の夫婦共同扶養の確認			
状 況 <u>(※1、※2、※3は欄外の説明を必ずご確認ください)</u>		全員	16歳未満の 子以外	16歳未満の 子以外 <mark>※1</mark>	別居中 <u>※1</u>	結婚による 申請	学生 以外	学生	パート、 アルバイト	1年以内 退職 <mark>※2</mark>	個人事業主 不動産収入 <u>※3</u>	廃業	別居中	年金受給中	配偶者が 社会保険 加入中	配偶者が 国民健康保険 加入中	
被保	提出書類 ※公的書類の交付申請は 「個人番号(マイナンバー)は記載なし」を指定 険者との続柄	被扶養者異動届(追加)	被扶養者認定調書	(個人番号記載なし)(続柄記載必須)世帯全員分の住民票	戸籍謄(抄)本	婚姻届受理証明書	(非)課税証明書	在学証明書	雇用契約書(写)直近3か月分給与明細書(写)直近3か月分	退職証明書等	青色申告決算書(写) 収支内訳書(写) および にまたは および	個人事業の廃業届出書(写)	直近3か月分(手渡しは不可)送金額を証明する書類(写)	年金振込通知書(写)または最新の年金額改定通知書(写)	配偶者の源泉徴収票(写)	配偶者の確定申告書(写)	備 考
配偶者	無職·無収入	0	0	0	-	0	0	-	ı	1	-	-	0	0			・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	0	0	0	-	0	0	-	-	0	-	0	0	0	-	-	
	就労中	0	0	0	-	0	0	-	0	-	0	-	0	0			
	16歳未満(義務教育終了まで)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	・被保険者の配偶者が被扶養者でない場合、夫婦共同扶養の確認が必要 (原則、収入の高い方の被扶養者となります)
子	16歳以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	0	0	0	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	0	0	
	16歳以上の学生以外 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	0	0	0	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
父母•祖父母 (血族)	無職	0	0	0	0	_	0	ı	ı	ı	-	-	0	0	-	-	 ・認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要ただし、学生以下の者は不要 ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要 ・世帯分離は別居扱い
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	0	0	0	0	_	0	ı	ı	0	_	0	0	0			
	就労中	0	0	0	0	_	0	-	0	ı	0	-	0	0			
兄弟姉妹孫(血族)	16歳未満(義務教育終了まで)	0	0	0	0	-	-	-	-	-	_	_	_	0	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入 に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	0	0	0	0	-	_	0	-	ı	_	-	_	0			
	16歳以上の学生以外 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	0	0	0	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0			
上記以外の 親族 (同居が必 須)	16歳未満(義務教育終了まで)	0	0	0	-	-	-	-	-	1	-	-	-	0	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入 に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生 (修学年限1年以上の各種学校、予備校含む)	0	0	0	-	-	_	0	-	-	-	-	-	0			
	16歳以上の学生以外 (夜間部、通信制、修学年限1年未満の各種学校)	0	0	0	-	-	0	-	0	0	0	0	-	0			

- ※1 (1)被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱います。この場合、認定対象者が「配偶者 または 子以外の者」であるときは、被保険者の配偶者 または 子と同居していることが必要となります。
 - (2)子が通学のため親元を離れて下宿等している場合は、同居として扱います。
 - (3)連れ子の場合、年齢に関係なく住民票の提出が必要となります。

※2 退職証明について

・ 申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類は次のとおりであり、(3)~(5)の場合は、被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)の添付が必要となります。

TINGE SECTOR SECTION OF THE PROPERTY OF THE PR						
	提出書類					
(1) 雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険に未加入であったことが記載されているもの)					
(2) 失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)					
(3) 失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(写) および 被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)					
(4) 失業給付申請中 または 受給しない	雇用保険被保険者離職票1·2(写) および 被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)					
(5) 失業給付を受給延長する	雇用保険被保険者離職票1·2(写) および 雇用保険受給延長通知書 および 被扶養者認定に係る誓約書(HPよりダウンロード)					

- ※3 (1) 自営業を新規に開業した(または開業したが、未だ確定申告に至っていない)場合は、事業計画書(写) または 開業届(写)を提出してください。
 - -(2) 自営業を廃業した場合は、廃業届(写) または 念書を提出してください。
 - (3) 認定対象者が自営業の場合、その収入とは『総収入一直接的必要経費』とする。直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用(仕入原価、材料費、加工等外注費)を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含みません。